

茨城県立水海道第二高等学校の部活動に係る活動方針

令和元年 9 月 1 日制定

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- (1) 原則として、週当たり 1 日以上を休養日とする。
- (2) 長期休業中の閉庁日は、原則として休養日とする。
- (3) 長期休業中に、ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の活動時間

- (1) 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 4 時間程度を目安とする。
- (2) 全国高等学校体育大会及び全国高等学校選抜大会、全国高等学校野球選手権大会及び関東地区高等学校野球大会、全国高等学校文化連盟等の文化部活動に関わる組織が主催する大会等のいずれも予選を含む期間は、十分に活動時間等の調整を図る。

4 部活動の朝の活動

- (1) 原則として、朝の活動は行わない。
- (2) 朝に活動をすることが教育的効果の期待できる指導である場合等はこの限りではない。

5 部活動の夏季高温時の活動

気象庁から高温注意情報が発せられた地域内、時間帯における屋外の活動は原則として行わない等、適切な対応をとる。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化部活動に関わる組織が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

なお、この活動方針は、令和元年 10 月 1 日から運用を開始いたします。